

つがる市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 つがる市の子ども・子育てを取り巻く環境.....	4
1 人口・世帯等	4
2 教育・保育施設の状況.....	8
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	10
4 ニーズ調査の結果概要.....	11
5 つがる市の子ども・子育て支援の課題.....	16
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	18
1 基本的な視点	18
2 基本理念	18
3 施策体系	19
第4章 幼児期の教育・保育施設の充実.....	20
1 ニーズに対応した教育・保育施設の確保.....	20
2 教育・保育の一体的提供の推進.....	22
3 教育・保育施設の質の向上.....	22
第5章 子ども・子育て支援の充実.....	24
1 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	24
2 地域ぐるみの子育て支援の推進.....	28
3 経済的支援の充実.....	30
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進.....	31
第6章 専門的な支援の充実.....	33
1 児童虐待防止対策の充実.....	33
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	35
3 障がい児支援の充実.....	36
第7章 計画の推進にあたって.....	38
1 計画の推進体制	38
2 計画の達成状況の点検・評価.....	38

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

人口構造の急速な変化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。しかしながら、子どもが健やかに生まれ育つ環境のさらなる向上が必要なことから、平成37年3月まで10年間延長されたところです。

さらに、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

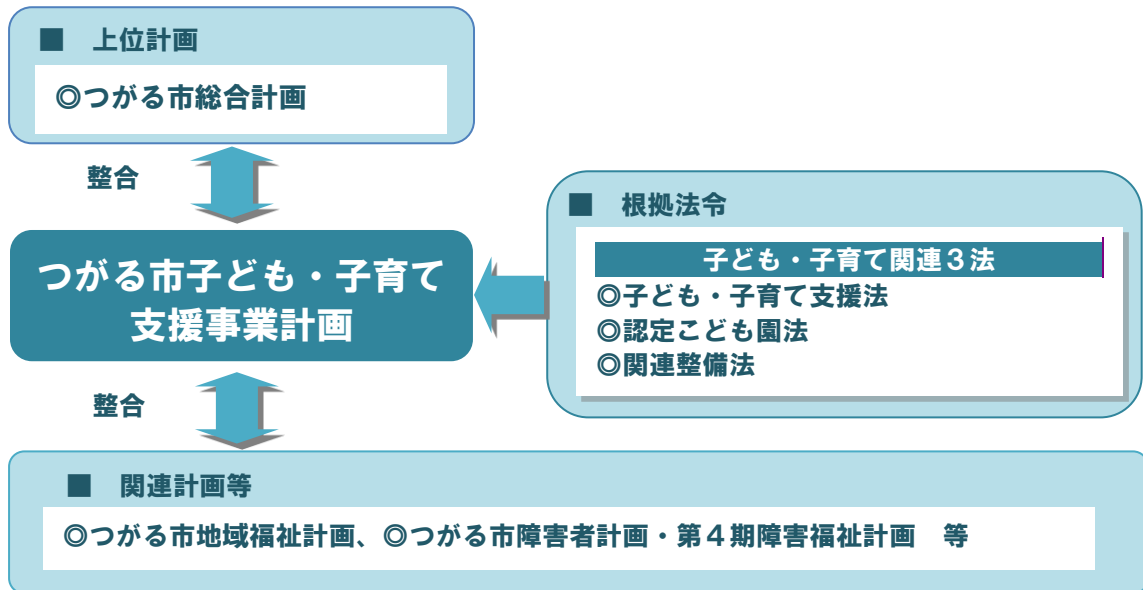
子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」（国の基本指針より）を目指しています。

子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指し、「つがる市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

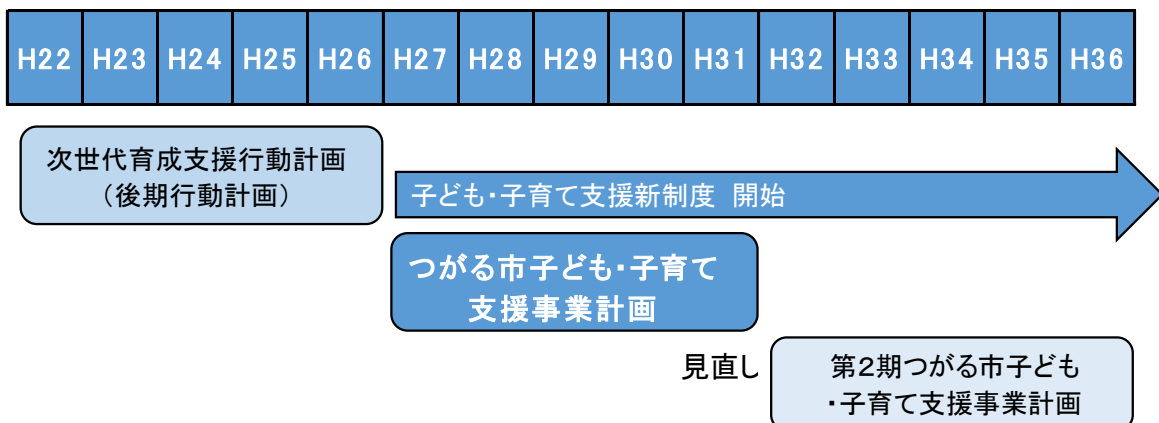
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

最上位計画であるつがる市総合計画をはじめ、地域福祉計画、障害者計画等との調和を図ります。



3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期として作成します。



4 計画の策定体制

(1) つがる市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」として、つがる市子ども・子育て会議を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行うこととします。

(2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する現在の状況や今後の希望の把握を通じて、幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、確保の方策を検討するため、ニーズ調査を実施しました。

- 調査対象：市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者
市内在住の小学生がいる家庭の保護者
- 調査時期：平成 25 年 12 月
- 調査方法：郵送配布・回収及び小学校を通じての配布・回収
- 配布・回収：以下のとおり

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	400 票	202 票	50.5%
小学生	200 票	114 票	57.0%

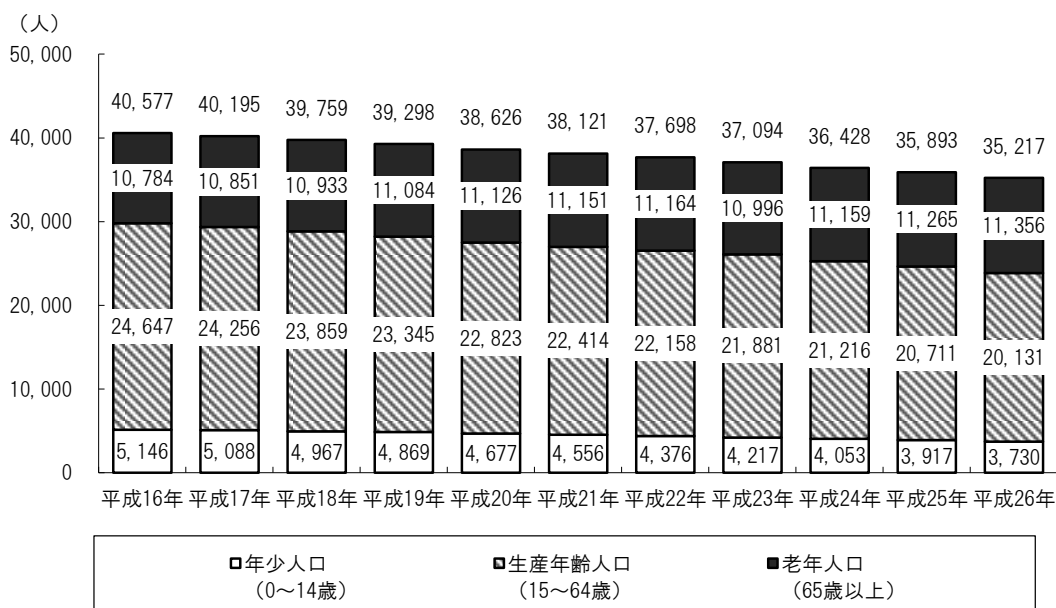
第2章 つがる市子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯等

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成26年3月31日現在で35,217人となっています。一貫して減少傾向にあり、平成16年から10年間で5,360人(13.2%)減少しています。

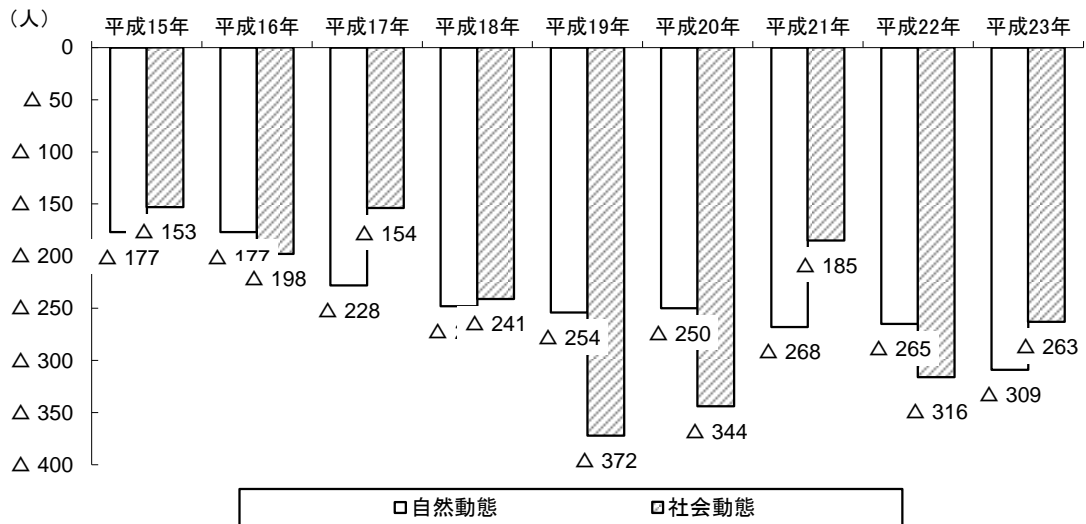
年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にあり、年少人口は平成16年から10年間で1,416人(27.5%)減少しています。一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっており、本市においても少子高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

(2) 人口動態

本市における人口動態をみると、自然動態（出生－死亡）、社会動態（転入－転出）ともにマイナスが続いています。

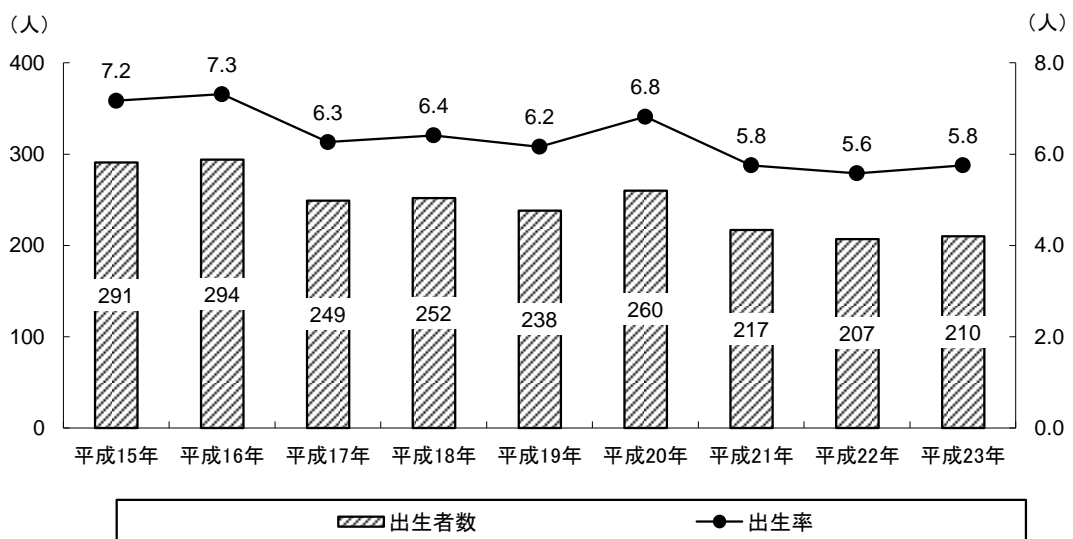


出典：青森県保健統計年報、青森県人口移動統計調査

(3) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成15年に291人だった出生数は、平成23年には210人となっています。

人口千人あたりの出生数（出生率）も減少してきており、平成15年の7.2人から平成23年には5.8人まで減少しています。

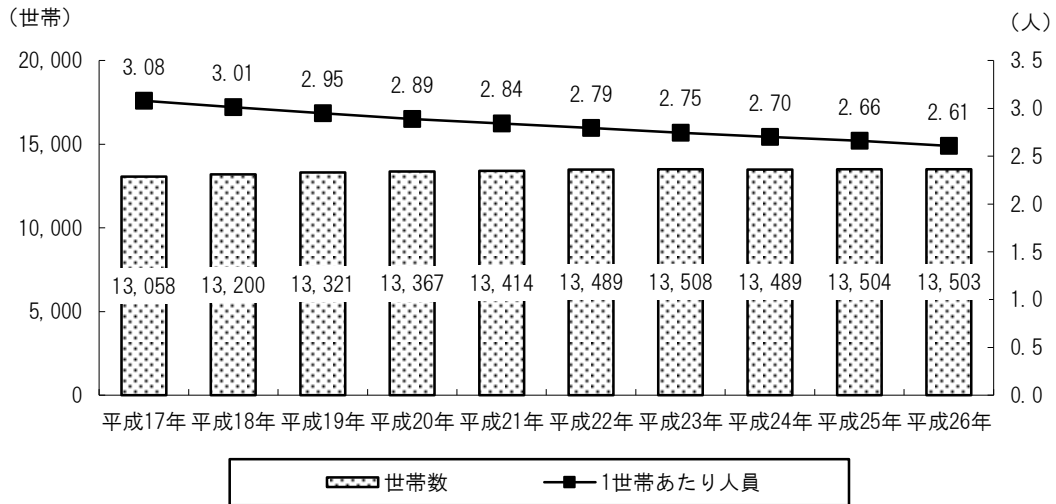


出典：青森県保健統計年報

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、これまで増加傾向にありましたが、平成22年以降は13,500世帯前後で推移しています。

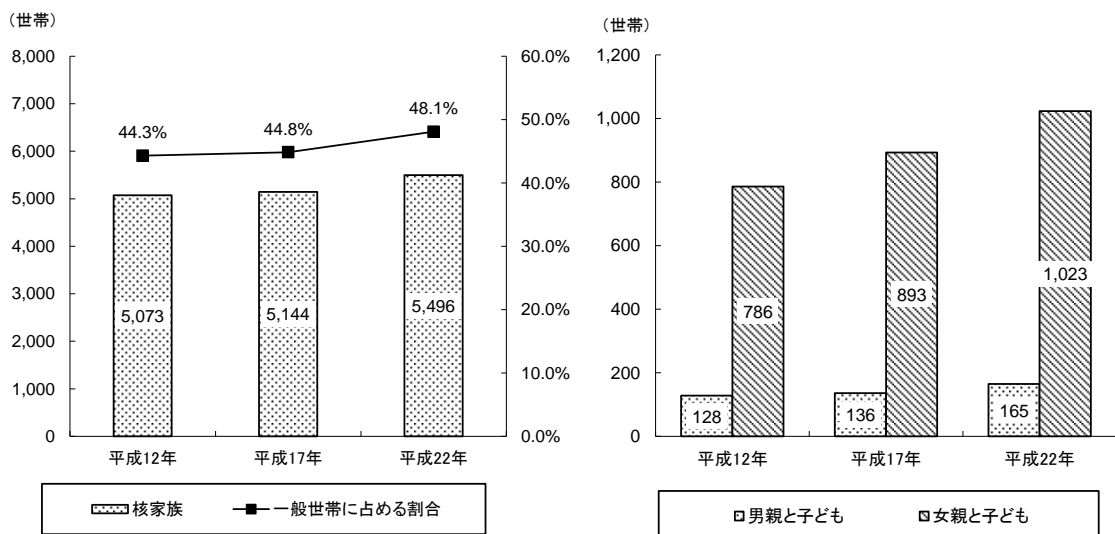
1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。



出典：国勢調査

世帯構成の推移をみると、平成12年から平成22年までの10年間で核家族世帯が423世帯増加し、一般世帯数に占める割合も48.1%まで増加しています。

また、ひとり親家庭も増加してきており、10年間で合わせて274世帯増加しています。

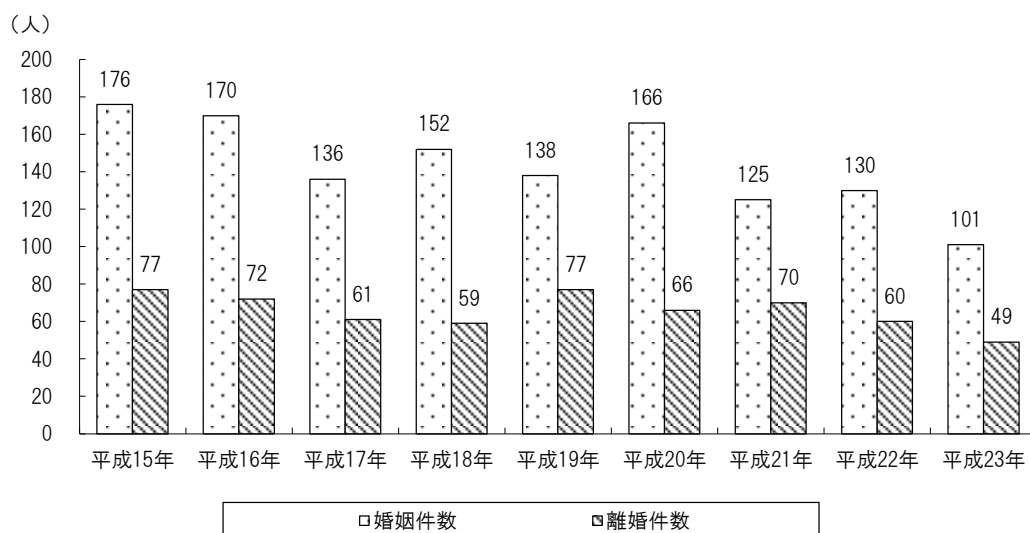


出典：国勢調査

(4) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、減少傾向にあり、平成15年には176件ありましたが、平成23年度は101件まで減少しています。

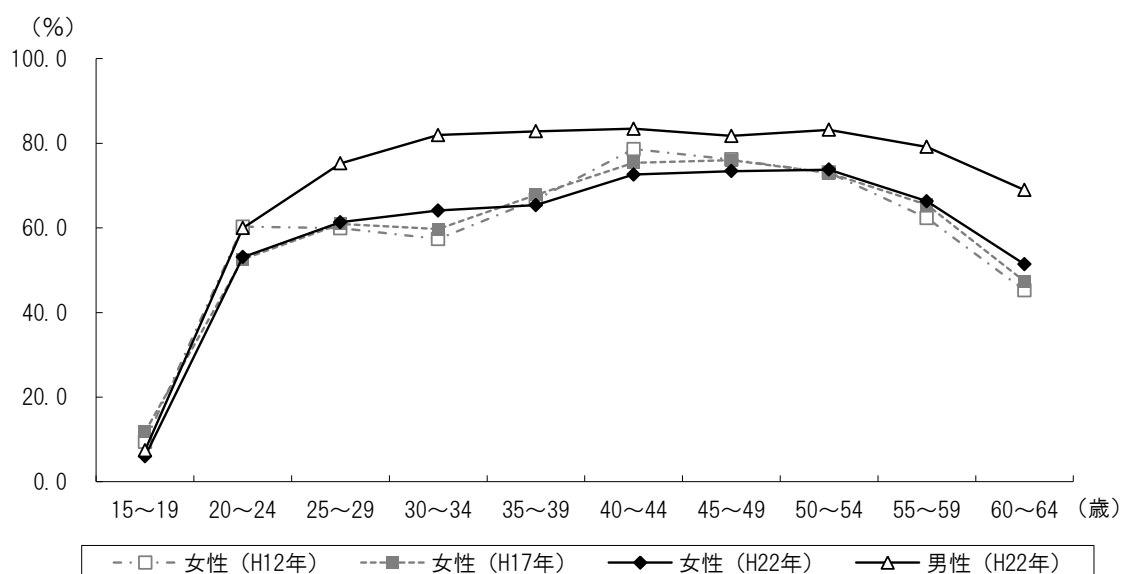
離婚件数は、平成22年まで60～70件程度で推移していましたが、平成23年は49件と少なくなっています。



出典：青森県保健統計年報

(5) 就業の状況

年齢別労働力率をみると、女性30代前半の就業率が増加してきており、いわゆるM字カーブが緩和しています。一方、女性30代後半から40代の就業率が低下しています。



出典：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の状況

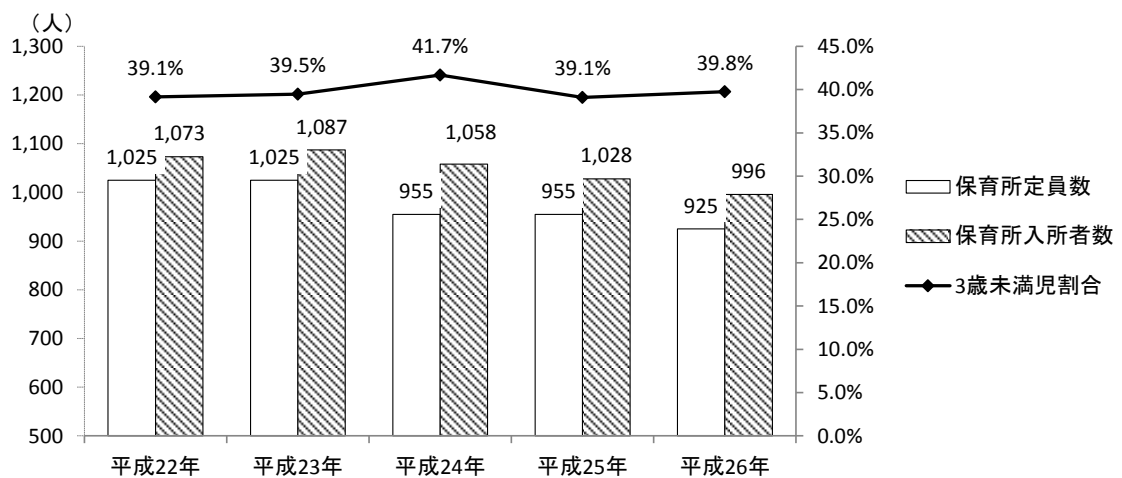
平成22年には私立9か所、公立6か所、計15か所でしたが、民間移譲及び統廃合を進め、平成26年3月現在、私立保育所が12か所（定員805人）、公立保育所が2か所（定員120人）、計14か所（定員925人）となっています。

利用者数は、平成23年をピークに減少傾向にあり、平成26年3月現在で996人となっています。

【保育所の設置状況（各年3月1日現在）】

区分	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	15	14	15	15	14
私立	9	9	11	11	12
公立	6	5	4	4	2
定員	1,025	1,025	955	955	925
私立	530	650	760	760	805
公立	495	375	195	195	120

【保育所入所者数の状況（各年3月1日現在）】



(2) 幼稚園の状況

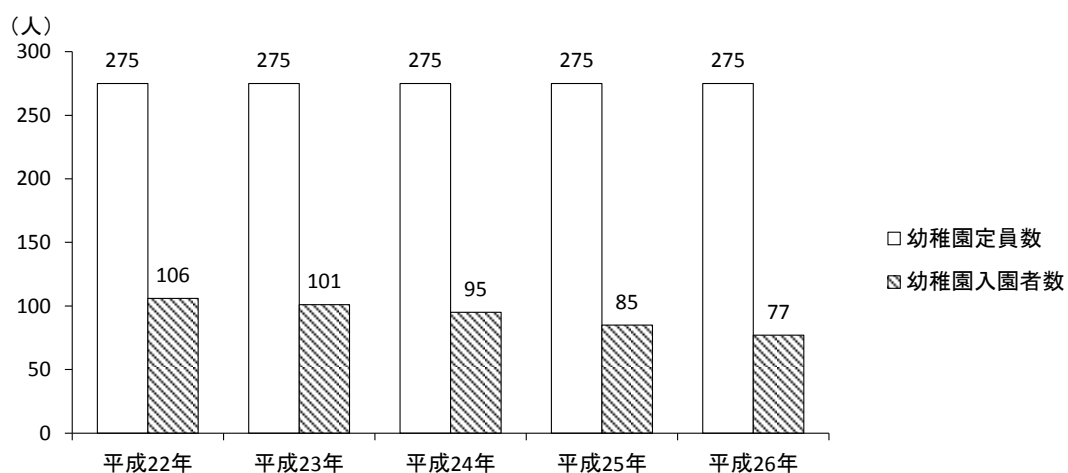
平成26年3月現在、私立2園（定員170人）、公立1園（定員105人）、計3園（定員275人）の幼稚園が設置されています。

入園児童数は減少傾向となっており、平成26年には77人となっています。

【幼稚園の設置状況（各年5月1日現在）】

区分	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	3	3	3	3	3
私立	2	2	2	2	2
公立	1	1	1	1	1
定員	275	275	275	275	275
私立	170	170	170	170	170
公立	105	105	105	105	105

【幼稚園入園者数の状況（各年5月1日現在）】



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法において地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けられている事業について、本市での実施状況は以下のとおりです。

【通常時間外保育】

区分	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園 預かり保育
実施か所数	12	5		3
実利用人数	234	32		61

【一時預かり事業】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	3	4	4	4	4
延利用件数	75	340	368	130	362

【放課後児童クラブ】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	9	10	10	10	10
登録児童数	221	212	219	230	237

【病後児保育事業】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
交付人数					1
受診回数					53

【地域子育て支援センター】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
設置か所数	3	3	3	3	3
延利用件数	3,591	4,519	3,787	5,006	3,105

【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問家庭数	192	204	198	187	170
実施率	100.0	100.0	93.0	89.5	96.6

【養育支援訪問事業】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問家庭数					4
実施率					100.0

【妊婦健診事業】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
交付人数	300	290	270	295	303
受診回数	3,131	3,584	3,539	2,448	2,225

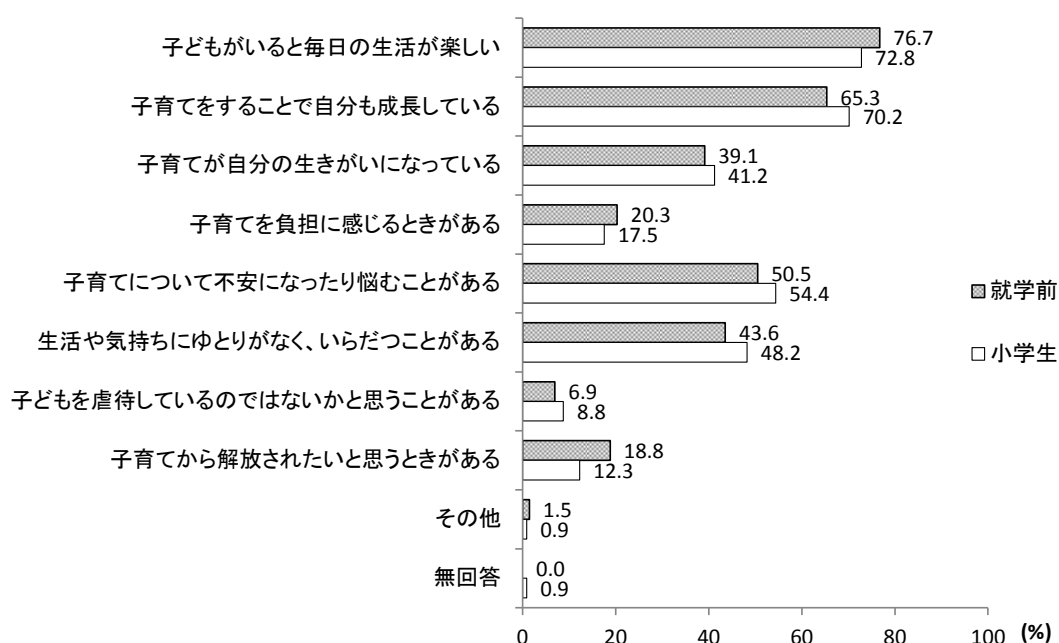
※子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業は未実施です。

4 ニーズ調査の結果概要

(1) 子育て中の気持ち

子育て中の気持ちについて、7～8割程度の人が「子どもがいると毎日の生活が楽しい」、「子育てをすることで自分も成長している」と回答しています。

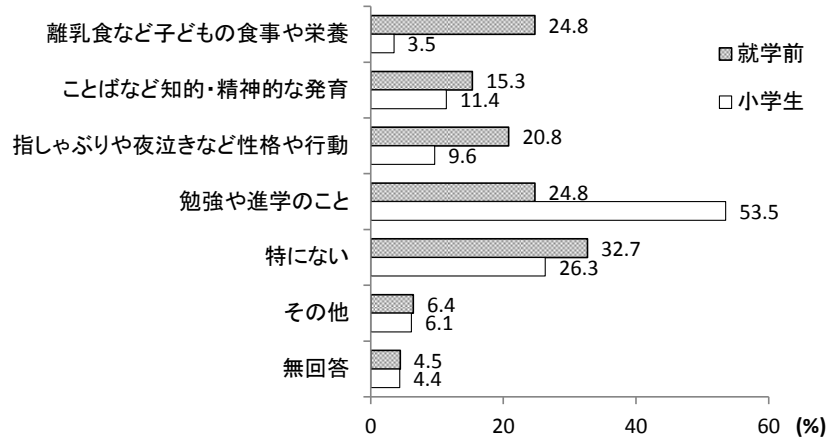
一方、4～5割の人が「子育てについて不安になったり悩むことがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」と回答し、1割弱の人が「子どもを虐待しているのではないかと思うことがある」と回答しています。



(2) 子育てにおける不安や悩み

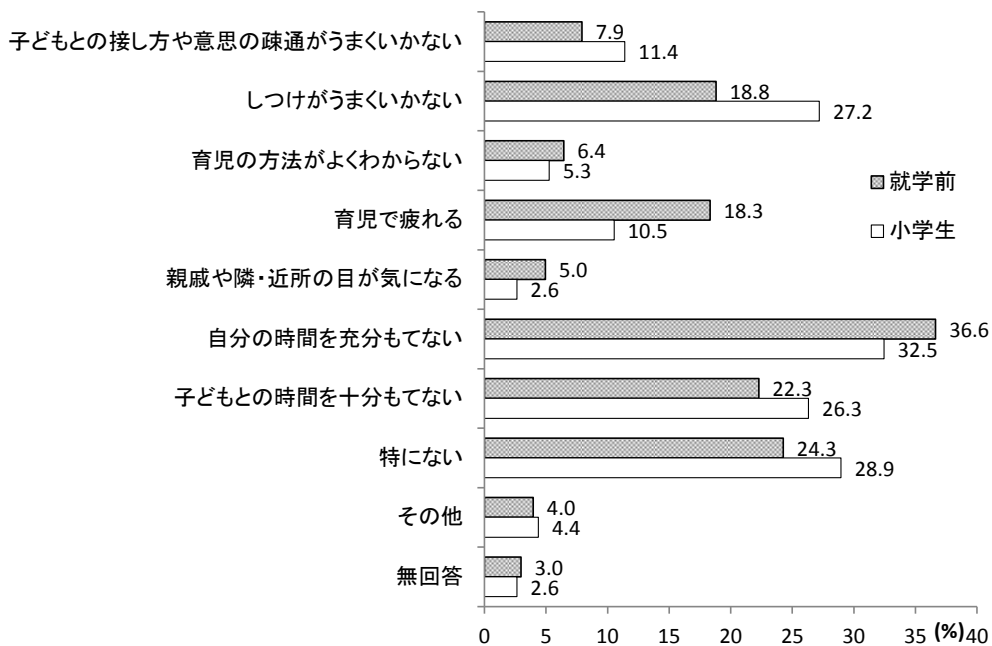
【子どものことについて】

子どものことでの不安や悩みについて、就学前児童保護者では、「特にない」(32.7%)が最も高く、小学生保護者では、「勉強や進学のこと」(53.5%)が最も高くなっています。



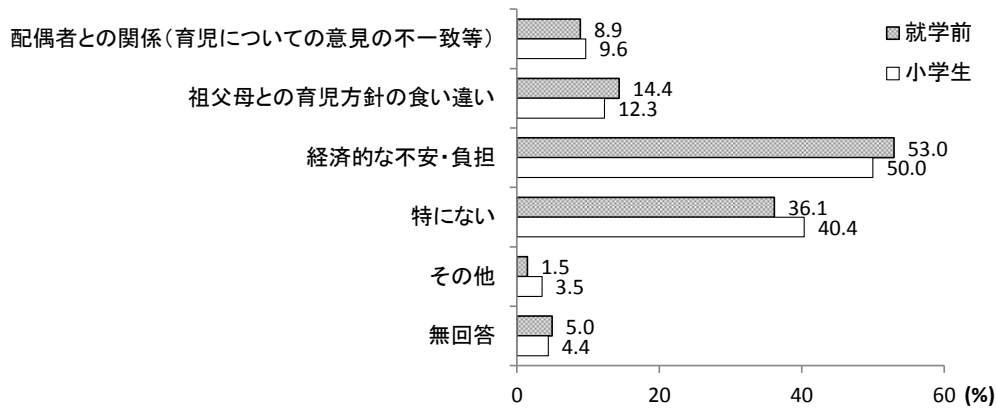
【自分のことについて】

自分のことの不安や悩みについて、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「自分の時間を充分持てない」（それぞれ 36.6%、32.5%）が最も高く、次いで「特にない」（それぞれ 24.3%、28.9%）と続いています。



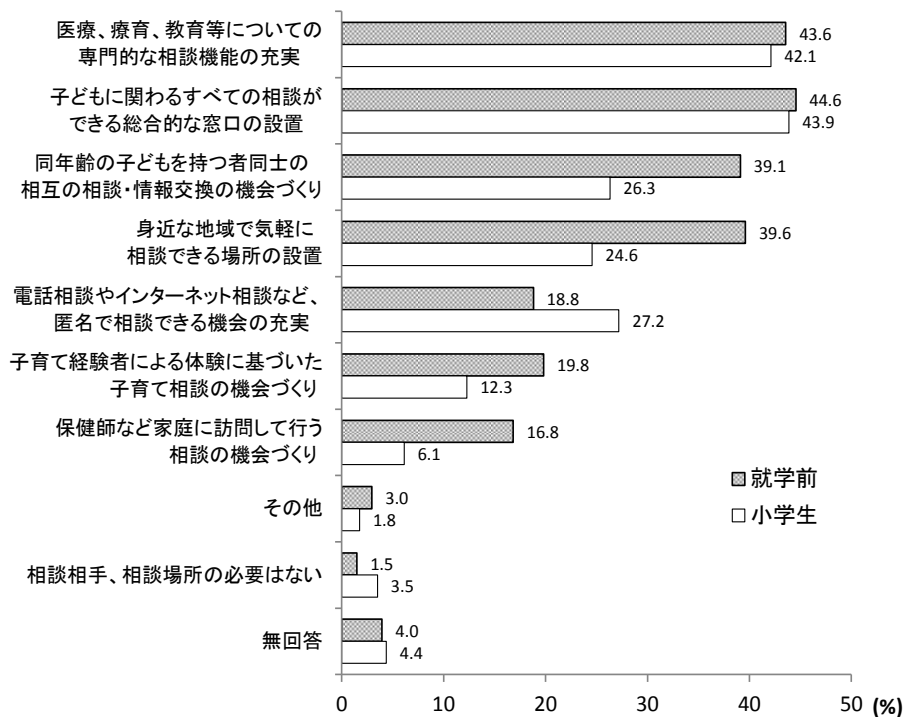
【家族のことについて】

自分のことの不安や悩みについて、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「経済的な不安・負担」（それぞれ 53.0%、50.0%）が最も高く次いで「特にない」（それぞれ 36.1%、40.4%）と続いています。



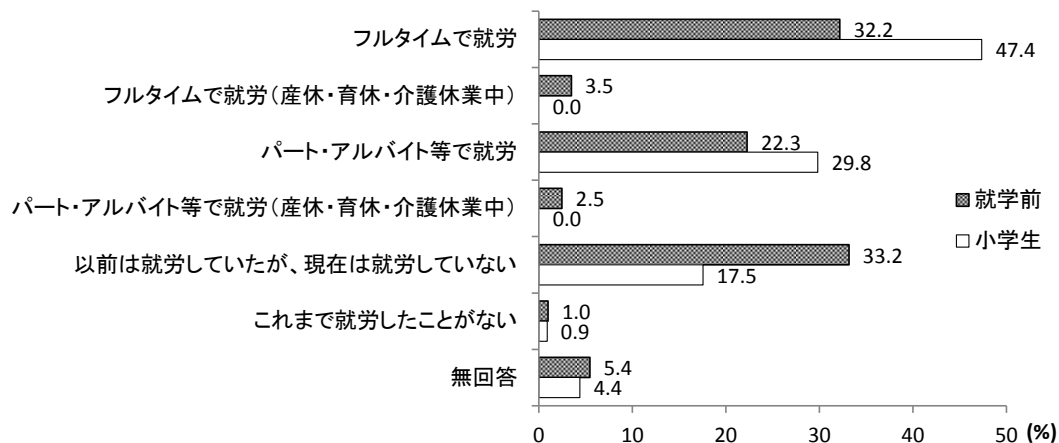
(3) 子育ての相談場所・相談相手が必要なこと

就学前保護者、小学生保護者ともに、「子どもに関わるすべての相談ができる総合的な窓口の設置」(それぞれ 44.6%、43.9%) で最も高く、次いで「医療、療育、教育等についての専門的な相談機能の充実」(それぞれ 43.6%、42.1%) が続いています。



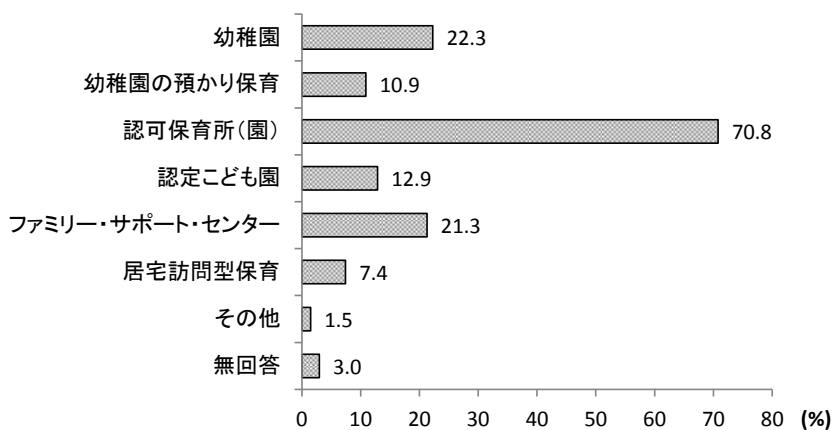
(4) 母親の就労状況

就学前児童保護者では、就労中（産休・育休等含む）が約6割ですが、小学生保護者では、約8割の人が就労しており、フルタイムの割合も高くなっています。



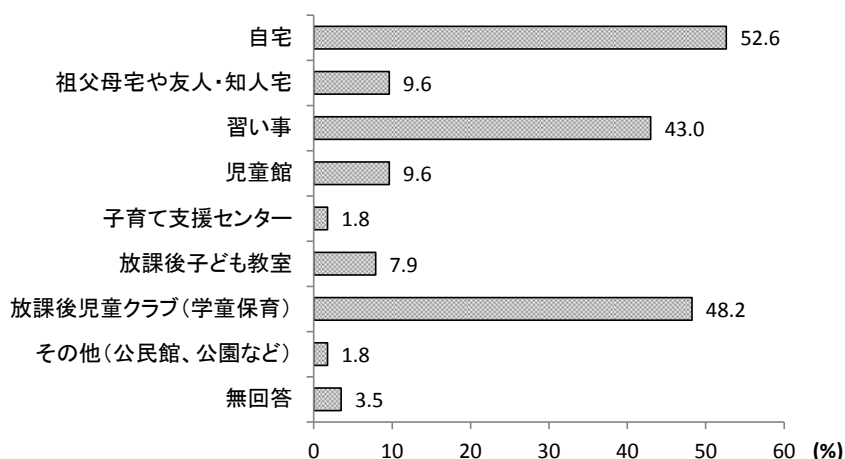
(5) 教育・保育施設の利用意向（就学前児童保護者）

教育・保育施設の利用意向について、「認可保育所(園)」が約7割、「幼稚園」が約2割、「認定こども園」が約1割となっています。



(6) 放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）

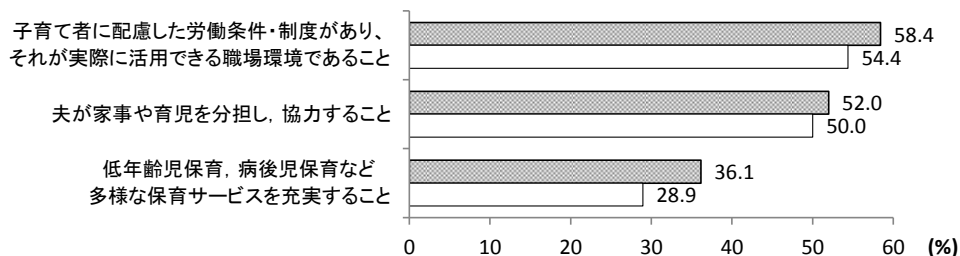
放課後に過ごさせたい場所について、「自宅」(52.6%)が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」(48.2%)、「習い事」(43.0%)と続いています。



(7) 女性が子育てしながら働くことができる環境【就学前・小学生保護者】

就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「子育て者に配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる職場環境であること」(それぞれ 58.4%、54.4%)が最も高く、次いで「夫が家事や育児を分担し、協力すること」(それぞれ 52.0%、50.0%)、「低年齢児保育・病後児保育など多様なサービスを充実すること」(それぞれ 36.1%、28.9%)と続いています。

(上位3項目)



5 つがる市の子ども・子育て支援の課題

○1～4の結果等から、これからのつがる市の子ども・子育て支援の課題を整理します。

(1) ニーズに基づく教育・保育提供体制の確保

- つがる市では、待機児童は発生していませんが、母親の就労及び就労意向の高まりに伴う保育ニーズの増大、多様化に対応した就労支援の充実が求められています。
- 子育ての悩みや不安について、経済的な負担感に続き、「自分の時間を十分に持てない」との回答が多くなっています。保護者の身体的、精神的ストレスが子育てに影響を及ぼすことから、リフレッシュ等を目的とした一時預かりなど多様な保育ニーズに対応した体制づくりが求められています。
- 市内の保育所や幼稚園は、建設されてから相当年数経過している施設も多く、安全性の確保の点から、計画的な施設・設備の整備・更新を進めていく必要があります。
- 「小1の壁」ともいわれる就学後の放課後や長期休暇中の子どもの居場所の確保・拡充に対するニーズが高くなっています。放課後児童クラブをはじめ、安全・安心して過ごすことのできる居場所の拡充を図っていく必要があります。

(2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携強化

- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援を行うことが重要です。
- 乳幼児期から就学後にいたる発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援するためには、各時期における教育・保育の質の改善を図るとともに、各時期の円滑な「接続」を進めていくための関係機関の連携を強化していく必要があります。

(3) 子ども・家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の充実

- 子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子どもなど特別な配慮が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた一貫した支援をしていくことが重要です。受け皿となる各施設職員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、総合的な支援につなげていくことが必要です。
- 子育ての相談相手・場所で必要なことについて、「子どもに関わるすべての相談ができる総合的な窓口」や「医療、療育、教育等についての専門的な相談機能の充実」を求める声が多く、総合的で専門性の高い相談体制の強化に努めていく必要があります。
- 生まれ育った家庭の経済的な事情等により子どもの将来が左右されてしまう、いわゆる「子どもの貧困」が社会問題化しています。特にひとり親家庭では経済的に厳しい状況にある家庭が多く、本市でもひとり親家庭が増えてきていることから、さまざまな場面を通じて家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげていくことが必要です。

(4) 地域・職域における子育て家庭への理解と支援体制の充実

- 子どもの数の減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域全体が子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深めつつ、保護者や子どもが地域と多様な関わりやつながりを持ちながら、ともに育っていく環境づくりが必要です。
- 近年では、人口減少への対応として女性労働力に対する期待が高まっていますが、職場における子育て家庭への理解が十分にされているとはいえない状況です。子育ての意義や責任を社会全体で共有、理解し、子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合うことができるような職場づくりが求められます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

(1) すべての子どもの幸せの視点

○子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親の成長を支援する視点

○保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 地域全体での子育ての視点

○社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 基本理念

○基本的な視点を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

～すくすく子ども・わくわく子育て～

**子ども・親・地域が手をつなぎ、
笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子**

3 施策体系

■基本理念

子ども・親・地域が手をつなぎ
笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子

■基本目標・基本施策

1 幼児期の教育・保育施設の充実

- 1-1 ニーズに対応した教育・保育施設の確保
- 1-2 教育・保育の一体的提供の推進

2 子ども・子育て支援施策の充実

- 2-1 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 2-2 地域ぐるみの子育て支援の推進
- 2-3 経済的負担の軽減
- 2-4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

3 専門性の高い支援の充実

- 3-1 児童虐待防止対策の充実
- 3-2 ひとり親家庭の自立支援の充実
- 3-3 障がい児支援の充実

■基本的な視点

すべての子どもの幸せ

親の成長を支援

地域全体での子育て

第4章 幼児期の教育・保育施設の充実

1 ニーズに対応した教育・保育施設の確保

(1) 教育・保育提供区域の考え方について

○本市の教育・保育施設の利用状況や設置状況、地理的状況等を踏まえ、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、市全域を1つの提供区域とします。

※教育・保育提供区域とは
地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる単位。

(2) 保育の必要性の認定について

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳 1～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

(3) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

① 1号認定・2号認定（幼児期の教育希望強い）【3～5歳】

1号認定及び2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い3～5歳児（幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分）についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みと確保の方策】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	94	90	85	83	79
1号認定	60	58	55	53	51
2号認定 （幼児期の学校教育の利用希望が強い）	33	32	30	30	28
②確保の内容（利用定員）	100	100	100	100	100
認定こども園（うち2号認定分）	55(30)	100(30)	100(30)	100(30)	100(30)
幼稚園	45	—	—	—	—
③過不足（②-①）	6	10	15	17	21

② 2号認定（①以外）【3～5歳】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い人以外（3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分）についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みと確保の方策】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	441	424	402	391	373
②確保の内容（利用定員）	445	455	455	455	455
認定こども園	35	95	95	95	95
保育所	410	360	360	360	360
③過不足（②-①）（人）	4	31	53	64	82

③ 3号認定【0～2歳】

3号認定（0歳児及び1、2歳の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育）についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みと確保の方策】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	350	334	324	322	301
0歳児	128	123	119	115	111
1、2歳児	222	211	205	207	191
②確保の内容（利用定員）	535	485	485	485	485
認定こども園	20	40	40	40	40
保育所	515	445	445	445	445
③過不足（②-①）	185	151	161	163	184

（4）産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。
- 産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及促進

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校および児童福祉施設として一つの認可の仕組みとされたことから、その普及促進を図ることとします。
- 私立保育園・幼稚園の認定こども園への移行については、幼稚園・それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重しつつ、保育所から認定こども園への移行を促進することとします。
- 公立保育所・幼稚園は、速やかに認定こども園に移行していきます。
(平成 28 年 4 月 幼保連携型認定こども園に移行予定)

(2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

- 幼稚園、保育所、小学校の連携した取組を推進するための体制強化を図ります。
- 教育・保育施設等を利用しない家庭も含めたすべての子どもの成長・発達の連続した支援に向け、地域子育て支援センターや母子保健活動等と幼稚園、保育所、小学校等との連携した取組を促進します。

3 教育・保育施設の質の向上

(1) 職員配置の充実

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
- 障害児など特別な配慮が必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、保育士加配の改善に努めます。

(2) 職員研修の充実

- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への積極的な参加の働きかけを行います。

(3) 安全・快適な施設・設備の整備

○子どもの安全・安心を守るため、計画的な施設・設備の更新を行います。

(4) 地域の子育て支援機能の強化

○地域の子育て支援機能を担う拠点の一つとして、教育・保育施設等において、子育て家庭同士や地域住民との交流の場の充実や育児不安の解消等に向けた取組を促進します。

第5章 子ども・子育て支援の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 利用者支援事業（新規事業）

○身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

② 延長保育事業

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	189	181	174	168	161
確保の方策（人）	189	181	174	168	161

③ 放課後児童健全育成事業

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	467	448	418	397	380
【低学年】	344	324	300	278	268
【高学年】	123	123	118	119	112
確保の方策（人）	467	448	418	397	380

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	0	0	0	0	0

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

○生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	183	177	171	165	159
確保の方策（人）	183	177	171	165	159

⑥ 養育支援訪問事業

○養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保の方策（人）	5	5	5	5	5

⑦ 地域子育て支援拠点事業

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	5, 227	4, 993	4, 842	4, 674	4, 505
確保の方策（か所）	3	3	3	3	3

⑧ 一時預かり事業

○主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(ア) 幼稚園における在園児対象（幼稚園型）

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（1号認定）（人日）	788	759	720	700	668
（2号認定）（人日）	8,686	8,357	7,929	7,714	7,357
合計（人日）	9,474	9,116	8,648	8,415	8,025
一時預かり事業 （在園児対象型）（人日）	9,474	9,116	8,648	8,415	8,025

(イ) 在園児対象型以外（一般型）

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	183	175	170	164	158
一時預かり事業 （在園児対象型以外）（人日）	173	165	160	154	148
子育て援助活動支援事業（人日）	10	10	10	10	10

⑨ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

○病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	620	595	570	553	530
病児保育事業（人日）	620	595	570	553	530

⑩ 子育て援助活動支援事業（就学後）

○子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（就学後）（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	0	0	0	0	0

⑪ 妊婦健診事業

○妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	258	250	241	233	224
確保の方策（人）	258	250	241	233	224

⑫ 多様な主体の参入促進事業

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究など、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

- 子育てについての悩みや不安、育児方法等について、気軽に相談できる場の充実に努めます。
- 個々の家庭状況にあった必要な情報が必要ときに提供されるよう、さまざまな機会を通じて情報提供を行うとともに、最新の情報を提供できるしくみの整備・充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
01	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭の育児不安に対する相談・指導や子育てサークル支援等を行います。	子育て支援センター
02	子育てサロン	遊びを通して子ども達の健全な成長発達を促すとともに、親の仲間づくりの場を提供します。	子育て支援センター
03	地区民生委員・児童委員家庭訪問	地区民生委員・児童委員が地域の子育て家庭を訪問し、相談の実施および福祉ニーズの把握に努めます。	福祉課
04	各種相談・教室等における託児サービスの実施	子どもを持つ親向けの各種相談事業や教室・講演会等において、地域のボランティア等を活用しながら託児サービスを実施し、参加を促します。	子育て支援センター
05	広報誌等への掲載	子育て支援に関するさまざまな情報を広報誌やホームページ、各種チラシ等によりきめ細かく提供します。	福祉課 子育て支援センター
06	【新規】利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	福祉課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て中の親子が仲間と一緒に楽しく子育てできるよう、気軽に交流できる場や機会の充実に努めます。
- きめ細かな子育て支援に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを促進します。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
07	子育てサークル育成支援	地域の子育てサークルに対して助言指導を行うとともに、活動の拠点を提供します。また、活動紹介等により参加促進を図ります。	子育て支援センター
08	子育て支援マップの作成	子育て支援に関するサービスや施設、自主的な活動、安心して外出できる場等を掲載した子育て支援マップを作成します。	福祉課
09	子育てボランティアの活動支援	子育てボランティアに関する情報提供や活動団体等に対する助言・指導等を行います。	子育て支援センター
10	子育て支援関係者交流会の開催	子育て支援の関係者等による意見交換・交流の場をつくります。	子育て支援センター

(3) 子どもの居場所の確保

- 小学校区ごとに子どもが安全・安心して過ごすことのできる放課後の居場所の整備・充実に努めます。
- 地域資源を活用し、また地域住民の協力を得ながら、子どもたちが学校や地域の中でさまざまな体験や学習をする機会の充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	昼間保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。	福祉課
12	児童館運営	子どもに健全な遊びの場を提供する児童館の運営を行います。	福祉課
13	地域クラブ活動支援	地域の自主的なスポーツ活動や文化活動を行う団体を支援し、子どもの地域における居場所の確保を図ります。	社会教育文化課

3 経済的支援の充実

○教育・保育や医療等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、また、経済的な理由により必要な教育・保育その他子どもの健やかな成長に必要なことが受けられないことがないよう国・県が行う各種制度の適正な実施を行うとともに、対象範囲の拡大など市独自による経済的支援の充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
14	各種手当等の支給	各種手当等について、国・県の制度に準じて支給します。 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当	福祉課
15	就学援助・奨学金等	経済的な理由で就学が困難な家庭や生徒に対し経済的支援を行い、就学機会の確保を図ります。	教育総務課
16	子ども医療費助成	子どもが安心して医療にかかることができるよう、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	福祉課

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

(1) 働き方の見直しの促進

○子どもの幸せを第一とし、性別にかかわらず仕事と生活が調和されたその人らしい暮らし方が実現できるよう、子育て家庭をはじめ、市民や事業者に対する啓発や情報提供等を行います。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
17	男女共同参画に対する意識啓発	男女共同参画プランに基づき、各種フォーラムや講座等の実施により、男女がともに支え合って子育てや家事を行っていくことへの意識醸成と実践を促進します。	企画調整課 関係各課
18	多様な就業形態についての啓発	家庭や子育てに比重を置いた働き方や実践例の紹介等により、多様な働き方の普及啓発を行います。	企画調整課 商工観光課
19	男女雇用機会均等法等関係法の周知	就労に関する法令を周知し、働き方の見直しの実践と企業等への働きかけを促進します。	企画調整課 商工観光課
20	育児休業・短時間勤務制度の周知及び利用促進	国や県と連携し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図ります。	商工観光課 福祉課
21	【新規】 一般事業主行動計画策定促進	次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、企業が策定する一般事業主行動計画の策定を促進します。	企画調整課 商工観光課

(2) 仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実

○希望する仕事と子育ての両立が実現できるよう、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
22	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。	福祉課
23	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園において、登園前・降園後、土曜日、長期休業期間に、常時保護者が就労などのため、保育の必要性がある園児を預かります。	福祉課
24	病児保育事業	病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもや保育中に発熱するなど体調不良となった子どもを一時的に預かる事業です。	福祉課
25	【新規】 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。	福祉課

第6章 専門的な支援の充実

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 虐待の発生予防

- 子育てサークルや地域活動への参加を進めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭のストレス発散や孤立防止を図ります。
- 育児不安を抱え、何らかの支援を必要としている家庭について、地区活動や母子保健活動等を通じて把握し、保護者への助言・指導につなげます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
26	地域子育て支援センター事業（再掲）	地域の子育て家庭の育児不安に対する相談・指導や子育てサークル支援等を行います。	子育て支援センター
27	子育てサロン（再掲）	遊びを通して子ども達の健全な成長発達を促すとともに、親の仲間づくりの場を提供します。	子育て支援センター
28	地区民生委員・児童委員家庭訪問（再掲）	地区民生委員・児童委員が地域の子育て家庭を訪問し、相談の実施および福祉ニーズの把握に努めます。	福祉課
29	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行います。	健康推進課
30	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した育児上支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携のもと、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減につなげます。	健康推進課
31	一時預かり事業（一般型）	保護者がリフレッシュすること等を目的として、保育所等で一時的に子どもを預かります。	福祉課

(2) 虐待の早期発見・早期対応の推進

○保健・医療・福祉・教育関係者など子どもと関わりが深い関係機関の職員や地域住民の児童虐待に対する知識や理解を深めるための取組を推進し、早期発見・早期対応につなげます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
32	関係機関職員の研修参加促進	要保護児童対策地域協議会等において、児童虐待に関する研修等を実施します。また、関係機関職員を対象とした研修の開催及び外部研修等への参加促進を図ります。	福祉課
33	児童虐待に関する広報・啓発	保護者をはじめ、市民の児童虐待に対する理解促進を図るとともに、正しい知識や的確な対応方法の習得促進を図ります。	福祉課
34	児童虐待防止法の周知	虐待の疑いがある場合に通報義務を規定している児童虐待防止法について、広報誌などを活用し周知を図ります。	福祉課
35	【新規】 子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもを対象に、自らが虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養うことを目的とした講座を実施します。	福祉課 教育総務課

(3) 関係機関との連携強化

○保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関の連携を強化し、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応など適切な対応が取れる体制の強化を図ります。に向けた情報共有を図ります。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
36	要保護児童対策地域協議会（子どもの幸せ推進協議会）	虐待発生の予防と虐待から子どもを守るための支援体制を整備し、関係機関との連絡調整及び必要な事業を行います。	福祉課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活支援の充実

○ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、生活支援や経済的負担の軽減を図るための支援の充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
37	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病など一時的に保育や家事援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	福祉課
38	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の実情を把握し、個人それぞれケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う母子自立支援員を設置します。	福祉課

(2) 各種制度・相談窓口の周知

○国・県や関係機関等が実施する、ひとり親家庭を支援するための各種制度や相談窓口の周知を図ります。

3 障がい児支援の充実

(1) 障がいの早期発見及び早期療育の推進

- 妊婦健診や乳幼児健診の受診を勧奨し、障がいの原因となる疾病・事故の予防及び早期発見につなげます。
- 保護者の障がいに対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
39	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	健康推進課
40	乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）	子どもの異常の早期発見、早期対応および育児不安の解消の場として実施します。	健康推進課
41	5歳児発達相談	発達に何らかの問題がある子どもの保護者の不安軽減と適切な療育による子どもの心身の発達を促すとともに、就学後の不適応や不登校等の二次障害の予防を図ります。	健康推進課

(2) 障がいのある子どもに対する教育・保育の充実

- 保育所や幼稚園、学校等において、障がいのある子どもの受入を拡充できる体制を強化し、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
42	障害児保育事業	心身に障害を有する児童の受入れを促進します。また、保育士の資質向上を図りつつ、特別な配慮や支援が必要な子どもが園でも楽しく過ごせる体制の確保に努めます。	福祉課
43	教育・保育施設、学校職員研修促進	幼稚園教諭・保育士や放課後児童クラブの指導員、学校教員・職員等を対象に、障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
44	【新規】 保育所等訪問支援事業	専門職による支援チームが保育所等を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。	福祉課
45	就学指導委員会	障害や疾病をかかえる児童に対して、専門的な立場から調査・審議を行い、必要な助言や指導を行います。	教育総務課
46	特別支援教育相談事業	個別の特別な支援を必要としている幼児児童生徒の保護者の相談に対し、専門性の高い相談員が適切な助言指導を行います。	教育総務課
47	学校教育活動支援員 (スクールサポーター)の配置	特別な支援を必要とする児童生徒指導の補助員として、学校教育活動支援員(スクールサポーター)を配置します。	教育総務課

(3) 障害福祉サービス等の充実

○障害児に対する福祉サービスを提供する事業者の確保・充実を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた支援を行うことにより、地域でいきいきと生活し、成長することができる環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
48	児童発達支援事業	就学前の障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、一人一人の状況に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。	福祉課
49	放課後等デイサービス	学校に通学する障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	福祉課
50	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	福祉課

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課の連携した取組の推進

本計画は、保健・福祉・教育などさまざまな分野が実施する事業が関連していることから、推進にあたっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

(2) 県・近隣自治体・関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に推進していくためには、市や市関係機関のみならず、県や県が設置する各種機関、近隣自治体等との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

(3) 市民や地域との連携及び推進体制の整備

地域が一体となって子育てを支援するためには、市民や地域で活動する各種団体などが本計画について理解し、相互に連携し協力する必要があります。市民が主体的に活動できるよう、また、団体同士がそれぞれ連携を深められる体制の充実を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

(1) PDCAサイクルによる評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、教育・保育施設等の利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。

(2) 計画の進捗管理・達成状況の公表

本計画で示した事業の実施状況や達成状況を「つがる市子ども・子育て会議」に報告し、評価を行います。また、広報紙やホームページ等を通じて年度ごとに公表します。